

ふりがな	さとう ゆうた
氏名	佐藤 雄太
学位	博士（[経済学]）
学位記番号	高経大院博（経済・経営）第6号
学位授与の日付	平成25年9月25日
学位授与の要件	学位規程第4条第2項該当
博士論文名	室町・戦国期における制札の研究
論文審査委員	
主査	富澤一弘（高崎経済大学経済学部教授・博士[学術学]）
副査	今野昌信（高崎経済大学経済学部教授・博士[経済学]）
副査	和泉清司（高崎経済大学地域政策学部名誉教授・博士[史学]）

学位論文の要旨

1 序文

平成25年6月、佐藤雄太氏が提出された博士学位の請求論文「室町・戦国期における制札の研究」は、論文の本体がA4用紙131頁、補論がA4用紙41頁の合計172頁（400字の原稿用紙で、約688枚に換算）にも及び、さらにA3用紙52枚の「制札一覧表」一文治元年－慶長19年（1185－1614）までの、430年間、全国で約1600点の制札史料のデータ等一が添付される、浩瀚な労作であり、それ自体、優に研究書の単著1冊分にも相当するものである。

今回、論文審査の主査・副査を務め、審査の実務にあたった我等は、この論文の提出・受理以来、日々精読・検討を重ねた上で、7月31日（水）の「最終口頭試問」、ならびに8月28日（水）の「学位審査公开发表会」に臨席して、専門的見地から、長時間にわたり、直接質疑を行い、同氏より適切、かつ合理的な説明・回答を得てきた。

その結果、佐藤雄太氏の博士学位の請求論文は、学術論文として、極めて優秀であること、また同氏の研究能力、業績、識見ともに、著しく卓越したものであること、しかもその水準は、本大学院研究科博士（[経済学]）の学位を授与されるのに、十分にふさわしいものであることを、審査委員の三者一致の下、確認し得た次第である。

なお、本論文の要旨は、以下の通りである。

2 要旨

佐藤雄太氏の博士学位の請求論文「室町・戦国期における制札の研究」は、専らわが国の中世後期以降、近世初頭にかけて発給された公文書である「制札」を、全国規模で悉皆的に収集・検討の上、その歴史的・経済史的意義を明らかにすることを、目的とされている。

「制札」（禁制）とは、主として中世・近世の幕府や統一政権、または大名等の権力者が、都市（都、町、宿駅、市場等）や郷村、寺院や神社等に交付した文書、乃至は木札であり、法令の遵守とともに、不法行為の禁止を命じる場合や、領主の新法令を周知させるために、民間に下付されたものである。制札には一般に、違反者に対する厳しい処罰文言を伴うことが常であり、その最も普遍的な量刑は、今日の「微罪」といえども死罪であった。

法制史上、禁令の木札による掲示は、奈良・平安期の律令国家の時代よりみられ、また現存する最古の制札は、鎌倉時代初期にまで遡り得るものの、現実には制札が大量発給されるようになったのは、南北朝期から、室町・戦国期にかけてであり、織豊政権期から、徳川幕府成立期に至るまで、制札は、発令者にとっても、領民にとっても、極めて政治・経済上、重要な意義を有していた。しかしながら、その重要性にもかかわらず、明治期以来、現在に至るまで、制札に関する研究は、法制史や古文書学、その他有職故実に関連する一部の業績を除き、なお乏

少であり、研究史において、経済史の見地からの明確な検討や、位置づけは、未だなきに等しい。

それ故、佐藤雄太氏は、この博士学位の請求論文において、鎌倉時代初期以降、江戸時代初期までに発給された制札を、今日知られている限り全て収集、文頭表現、発給年次、発給者、発給目的、発給対象地域等々、精緻に分類の上、斯界の研究者への公開を想定して、データベース化を行われている。その収集は、430年間、約 1600 点にもおよび、かかる史・資料を縦横に活用された上で、全国的視野から、検討・考察を行われている。章立と梗概は、以下の通りである。

序章

- 第 1 章 南北朝時代の制札
- 第 2 章 室町時代の制札
- 第 3 章 戦国時代の制札
- 第 4 章 統一政権大名の制札
- 終章 総括
- 付録 制札一覧表

(以上、論文本体)

- 補論 1 大名の制札による商業統制
- 補論 2 制札全体の検討
- 補論 3 戦国期徳川家康の制札

(以上、補論)

まず第 1 章「南北朝時代の制札」において、佐藤雄太氏は、南北朝時代（1336 - 1392 年）の制札についての総合的検討を行われている。第 1 節において同氏は、武家政権を開いた足利氏の制札、殊に足利尊氏・直義兄弟発給の制札に焦点をあわせて、考察されている。南北朝動乱のさなか、乱暴狼藉・略奪の禁止、安全保障を目的とする「戦時の制札」の需要は急速に増加し、武家方からも、官方からも、大量の制札が発給されることになったが、当該期に最も多くの制札を発給したのは、足利尊氏・直義兄弟であった。

足利氏は、執権・北条氏との決戦（1333 年）の段階から、後年の様式に類似した、独自の制札を発給していたが、建武政権の崩壊（1336 年）、足利幕府の樹立（1338 年）以後は、乱妨狼藉の禁止、竹木伐採の禁止、陣取りの禁止の 3 箇条のみを基本とする、簡潔な制札（「足利尊氏様式」）を、大量交付するようになった。

これと並行して、当初、政権第 2 位の地位にあり、政務全般に強く関与していた足利直義により、寺院の由緒や祈願、信仰告白等を含んだ、長大な文言の制札（「足利直義様式」）が、発給されていたものの、観応の擾乱（1350 - 1352 年）による足利直義自身の没落以降、この種の制札は、ほとんど発給されなくなり、足利政権の制札はこの後、「足利尊氏様式」に一本化されていった。

第 2 節において同氏は、3 代将軍足利義満の発給した制札を中心に検討・考察、足利尊氏時代の制札との比較を行われている。収集された制札の中には、義満自身の花押、袖判のある制札は少なかったが、様式については足利尊氏・義詮の頃と大差はなく、「足利尊氏様式」が、ほぼ継承されている。足利義満自身の制札が少ないことは、室町政権の確立と、職制の整備に伴い、将軍が至高の権威となり、自身が制札の発給者となる必然性が薄らいだためである、と同氏は述べられている。事実、この時期は前代とは異なり、将軍その人に代わって、管領や諸国の守護が、大量の制札を発給し始めた時期でもあり、制札の様式（書札札）上、「足利尊氏様式」の発展型である「室町政権様式」が確立した時期である、との指摘がなされている。

第 3 節において同氏は、足利氏の一族・細川、今川の両氏と、足利氏の最有力家臣・赤松氏が、南北朝内乱期に発給した制札に注目、その悉皆的検討の上、それら制札の様式、内容、特色等を考察されている。彼等は武家政権の高官である

と同時に、国内屈指の有力守護大名でもあった。かかる背景から、これら各氏が発給する制札は、ほぼ「足利尊氏様式」に倣ったものであり、将軍足利義満の時代以降は、定式化された「室町政権様式」の制札を、多数交付していくことになる。

第4節において同氏は、まず、九州探題として四半世紀も在任（1371 - 1395年）、西海道に威勢を振るった今川貞世とその一族に注目、南北朝期の制札を、詳細に検討されている。その結果、今川氏の場合、本拠地の東海地方に発給した制札も、九州地方に発給した制札も、ともに「足利尊氏様式」、乃至は「室町政権様式」であり、幕府本体の書式に倣って、一族内部で統一がなされている。恐らく、これは今川氏に限られた現象ではなく、同時期の他の足利政権高官や、守護大名等も、同様のことと推測される。

ついで同氏は、室町・戦国期に、山陰・山陽両道に権力基盤を築き、隣接する北部九州にまで影響力を有した幕府高官、兼有力大名の大内氏を取り上げて、その発給にかかる制札を考察されている。周防国を本拠地とする大内氏は、南北朝期以後、多くの制札を発給したことで知られ、また家法「大内家壁書」（1439 - 1529年、現存分）を編成・公布したことで知られる、名門の大家家である。大内氏の制札には、当時一般的であった「戦時の制札」のみならず、史料上、他の守護大名に比べて早い段階（1382年）から、平和時の寺社・領民の権利保護や、商人保護等を目的とした「平時の制札」が、発給されている。後年のことであるが、室町時代中期の大内氏は、経済・商業政策の振興のために、制札を積極的に活用していったことで知られており、現在わが国で最古とされる「撰銭令」（1485年）も、大内氏が制札を介して領国に周知したものである。この事実を想起するとき、恐らく、「平時の制札」は、将軍足利義満の時代（1368 - 1394年、在任）までには、本格的に発給されるようになっていく。

第2章「室町時代の制札」において佐藤雄太氏は、足利義満没後（1408）から、応仁の乱（1467年）勃発までの室町時代中期の制札について、検討・考察を遂げられている。その第1節において同氏は、4代将軍足利義持から、6代将軍足利義教までの幕府発給の制札を、慎重に分析、結論として、長期にわたる戦乱を伴わない平和時には、「戦時の制札」が激減する半面、寺社・領民等の政治的・経済的既得権を、幕府が改めて追認する形式の制札が、多く発給されるようになった事実を指摘されている。また幕府の経済・商業政策に連動して、都市、領国の住民への法令の周知化のために、「平時の制札」がより多く、発給されるようになった旨も、指摘されている。

しかしながら、幕府による鎌倉公方・足利持氏の追討（1438 - 1439年）や赤松満祐による将軍足利義教の暗殺（1441年）等、兵乱が発生すると、当然、戦時下の安全保障を謳った「戦時の制札」の発給が急増している。

第2節において同氏は、応仁の乱（1467 - 1477年）当時の制札について、検討されている。この戦乱に際しては、再度、安全保障、治安維持のための「戦時の制札」が大量に発給されるようになり、これとは対照的に「平時の制札」が大幅に減少することになっている。戦国時代（1467 - 1568年）への突入をうけて、「戦時の制札」の需要は一層、増大していき、畿内周辺に止まらず、全国規模で大量、かつ広範囲に交付させるようになっていく旨が、指摘されている。

第3節において同氏は、室町政権期以降の大内氏の制札を取り上げて、考察されている。この時期、日明貿易に直接関与して、政治力、経済力ともに伸張の著しい大内氏は、まとまった量の制札を残している。その特色は「平時の制札」、特に商業の振興や、物流の統制を謳った領国内への制札の多様性にあり、守護大名としての成長と権力の確立に連動して、撰銭令（1485年）を始めとする新法令の公布や、禁令の再告のために、領内全域に制札を立て、周知徹底を図る政策を導入していった。大内氏は、現存する史料上、制札を通じた領民支配に最も熱心な守護大名であり、少数の利害関係者に対してのみ制札を交付するという、従来

の形式を早期に脱却の上、後の戦国大名同様、「平時の制札」による領国支配を強く志向していった、と考えられる。「平時の制札」の重視と、「平時の制札」を介した領民統治の徹底化、「平時の制札」による経済・商業政策の推進化、という方針は、この時代以後、他の守護大名や戦国大名にも受け継がれていっている、旨の指摘がなされている。

第4節において同氏は、南北朝動乱以来、室町中期に至る時代の制札の役割変化について、小括的に言及されている。すなわち初期の制札は、戦時下の安全保障のために、発給された「戦時の制札」がほとんどを占めていたが、やがて南北朝合一、平和の回復に伴って、寺社、領民等の權益の保証・追認のための制札も頻繁に発給されるようになり、ついで室町政権の安定期を経て、経済・商業政策のための「平時の制札」が交付されるようになった旨を再確認されている。

あわせて制札の発給に際しては、発給者側が安全保障、権利保証等を、責任をもって引き受ける見返りに、被交付者から「判銭」、「取次銭」のような手数料を、受け取る慣行が広く存在していたことを指摘、その結果、発給者と被発給者の間には、継続的、かつ固定的な支配 - 被支配の関係が、やがては形成されるに至った旨が、明述されている。

第3章「戦国時代の制札」において、佐藤雄太氏は、全国的視野から各地方を代表する戦国大名の発給した制札に焦点を合わせて、多角的に検討・考察を行っている。第1節において同氏は、旧守護大名家の制札が、戦国時代を通じて、どのような変遷を遂げていったのか、を示すために、今川、大内の両氏の事例を、中心的に取り上げて、言及されている。

今川氏は、南北朝時代初期以来、駿河国を拠点に守護大名として、東海地方を支配してきた。戦国時代には、守護大名から戦国大名に転化、東海道屈指の有力大名として、存続していった。今川氏はまた、東国最古の分国法「今川仮名目録」（1526 - 1553 年）を制定・施行、独自の法令、独自の支配の下、優れた領国統治を行っており、民政上、大量の制札を発給したことで知られている。すなわち、15 世紀末の今川氏親の時代より、「平時の制札」が多くみられるようになり、制札を活用した富国強兵の政策が推進されていった。

大内氏は、さきに第2章で言及した通り、南北朝動乱の初期以来、制札を多く発給した家柄である。分国法「大内家壁書」（1439 - 1529 年までの法令を含む）の下、山陽道、山陰道、西海道にわたる広域領国の住民に対して、経済政策に連動した新法令一年貢収納法から、商業・貿易統制、金銀相場、徳政、撰銭等々、極めて多岐におよぶ一を、都市、郷村の要衝に掲げられた制札を通じて、周知化させている。殊に撰銭令（1485 年、初見）は、再三にわたり布告されており、制札に鑊銭の実例を、見本として示した上で、町場や「市」、宿駅等に掲示させて、周知化が図られている。

なお、大内氏滅亡（1551 年）の後、山陽・山陰道の遺領を継承した安芸国の毛利氏は、旧主・大内氏の制札を追認、制札発給の機能を部分的に受け継いでいるものの、大内氏ほど、積極的な制札の活用は行っていない旨、指摘がなされている。また同じく、大内氏滅亡の後、北部九州の遺領を継承した豊後国の大友氏の場合、「戦時の制札」の発給こそ、行われているものの、戦時においても、平時においても、大内氏ほどの制札の重視は、なされていなかった旨が、指摘されている。確かに毛利、大友両氏との比較と、その隔絶ぶりが物語る通り、戦国期の大内氏が採用した、制札駆使による領国統治は、同時代の西国で最も先進的、かつ傑出したものであった、と明述されている。

第2節において同氏は、戦国期甲信越の武田、上杉（長尾）の両氏に焦点を合わせて、その発給にかかる制札の悉皆的検討の上に、考察されている。

甲斐国の武田氏は、武田信玄の時代に、信濃、上野、駿河等の隣国に進出して、領国を拡大、その結果、本国とともに、領国化された征服地に対しても、制札を大量発給するに至っている。

武田信玄・勝頼父子の治世は、常に「戦時」であり、「平時」が存在しなかったかの如き印象を与えかねないものの、現実には富国強兵、領国経済の振興のために、「平時の制札」も相当数、発給されている。すなわち、農民、商人、職人等の既得権益を保証・追認する制札や、検地、新田開発、年貢の上納、「市」の開設、撰銭、宿駅・伝馬の整備、鉱山の開発等々、経済政策に連動する新法令の布告のために、武田氏は、「平時の制札」を、積極的に交付・掲示させている。かかる姿勢は、分国法「甲州法度之次第」（1547年頃、成立）を編成・公布し、甲斐国府中を首都に、全領国を集権的に統治しようとした、武田氏の政策に合致するものである。

ちなみに、武田信玄の制札には「禁制」、「制札」という、当時一般的であった文頭表記の他に、「高札」という文頭表記も使用されている。この「高札」は、主として本国・甲斐国以外の征服地に発給・掲示されたものであり、新領主・武田氏の威令を顕示する役割を担っていた。尤も、次の武田勝頼（1573 - 1582年、当主）の時代には、領国縮小化の結果であろうが、「高札」の文頭表記は、「制札」のそれとともに、使用されなくなり、発給の制札は、「禁制」という文頭表記に統一されることになっている。

一方、越後国の上杉（長尾）氏に目を転ずれば、以下の通りである。室町時代に山内上杉氏の家宰・守護代を務めて、越後国府中を拠点に勢力を蓄えた越後長尾氏は、長尾景虎（後の上杉謙信、以下、上杉謙信で統一的に表記する）の時代、関東管領・上杉憲政から管領職とともに、上杉姓を譲られ、戦国大名として、上杉姓を名乗るようになった（1561年）。この前後より、甲斐国の武田氏、相模国の後北条氏との激戦を繰り返してきた上杉謙信は、「戦時の制札」を大量に発給してきたが、武田、後北条両氏と同様、戦時の合間を縫って、年貢上納の方法や「市」の設定、金銀相場や特産物売買の規制、宿駅・交通の整備等々、経済・商業政策に関連する「平時の制札」を発給、掲示させている。また、新たに征服・領国化した国々に対しては、制札を通じた法令の告知を行っている。武田、後北条の両氏に比べれば、制札活用の度合は小であるが、上杉氏も「平時の制札」を介した領国統治を、志向していたことが知られる。

第3節において同氏は、相模國小田原を本拠として、5代にわたり関東を支配した後北条氏に注目、伊勢宗瑞（北条早雲）以来の全制札を検討の上、考察されている。後北条氏は、戦国大名のなかでも、特に民政面で優れた政治を行っていたことで知られるが、「平時の制札」を活用、年貢率の公定や農地開発の奨励、諸役の指定やその免除、営業特権の公認や追認、都市の整備や「市」の創出、物流の管理や交通の整備等々、手厚く農・商・工の住民を保護している。

なお、制札の文頭表記にも独自の傾向がみられ、首都・小田原、およびその周辺では、後年になるほど「禁制」の比重が大きくなっている。この「禁制」には、大名家当主（「大途」）の持つ虎の朱印が押されたものが多く、後北条領国では最も高権威の制札とみなされていた。ちなみに後北条氏は、当初制札に対して複数の文頭表記を混用していたが、領国が広域化したその後期には、「禁制」表記に一本化を志向していた模様である。これは法令としての統一性を保つと同時に、「室町政権様式」に倣って、一層の権威化を図るためでもあった。

以上、第3章の検討をうけて、同氏は戦国大名が「戦時の制札」にあつては、自身の権威を高めるべく、「室町幕府様式」の制札を踏襲する一方で、「平時の制札」にあつては、領国内部の実情や、経済・商業政策の周知化のために、それぞれ独自の様式を採用しており、応仁の乱を契機に、制札の役割が大きく変化したことを、指摘されている。

次に第4章において佐藤雄太氏は、統一政権の大名発給にかかる制札に注目、検討・考察を行われている。まず第1節において同氏は、織田信長の制札を取り上げて、その特徴を分析されている。織田信長政権（1568 - 1582年）は、東国、畿内、西国の広い範囲で、敵対する大名や、宗教勢力との間に、激しい戦争を繰

り返していったが、この統一戦争の過程で「戦時の制札」を、大量に発給している。これら制札は、同時、かつ同一地域に、大量発給するのに適合した簡潔な様式であり、しかも戦場や征服地で、より末端の住民に至るまで禁令が周知されるように、仮名交じりの簡単な内容となっている。

かかる「戦時の制札」の簡潔・簡易化は、織田信長政権下の「平時の制札」にも影響を与えており、同政権が発令する法令・命令等も、簡潔、かつ簡易な制札によって、周知化が図られていった。織田信長政権下、発令された撰銭令（1569年）、楽市令（岐阜加納、1567年、安土城下、1577年）等はその象徴である、と指摘されている。

第2節において同氏は、豊臣秀吉の制札を取り上げて、考察されている。豊臣秀吉政権（1582 - 1598年）は、織田信長の統一事業を受け継ぎ、ついに全国統一を実現（1590年）するが、その統一戦争の過程で、織田信長政権の様式に倣った「戦時の制札」を、組織的に発給している。

また織田信長政権と同様、重要法令の布告のために、「平時の制札」を活用、太閤検地（1582 - 1598年）や、「伴天連追放令」（1587年）、「刀狩令」（1588年）、「海賊停止令」（1588年）等々を、全国の都市、郷村、漁村、寺社等の末端まで伝達するために、駆使している。かくして政権権力意思が、従来にも増して、直接住民に周知徹底しうる体制が、生み出されている。石高制が成立し、村請制による郷村自治が開始をみたこの時期、制札を介して、最高権力者の太閤の、ついで將軍の法令・禁令が、大名家の個別領主権の垣根を越えて、農・工・商の階層の再末端に至るまで浸透するようになったことは、きわめて重要である、と指摘されている。

終章「総括」において佐藤雄太氏は、全体的総括を行われている。すなわち、南北朝初期以来、室町期、戦国期、織豊政権期を経て、「制札」が、いかに発給目的や様式、記載内容ともに、大きな変容を重ねつつ、やがて全国規模で定着・活用されて、最終的には統一政権期に体制化され、江戸幕府成立期に至ったのか、整理・理論化されている。その大要は、以下の通りである。

- ① 制札の直接的起源は、鎌倉時代初期まで遡るものの、その本格的な大量発給は、南北朝動乱期以降のことであり、当初制札のほとんどは「戦時の制札」であったこと。
- ② 同時期、武家政権の制札には、その主たる発給者にちなんだ「足利尊氏様式」、「足利直義様式」の2様式がみられたものの、1350年代以降、前者に一元化され、やがて足利義満政権期までには、「室町政権様式」として、定式化・権威化をみたこと。
- ③ 足利義満政権下の平和の回復をうけて、この時代以降、従来の「戦時の制札」とは異なり、経済・商業政策とも連動した「平時の制札」も発給されるようになったこと。
- ④ 足利義満没後、平和時には「平時の制札」が発給され続けていくものの、1430年代後半の兵乱発生以降、再度「戦時の制札」が増大していったこと。
- ⑤ 応仁の乱以降、室町政権の政治的権威が失われ、戦国時代に突入すると、全国各地の戦国大名により、「戦時の制札」が大量に発給されるようになったが、それと同時に、各大名の経済・商業政策に連動した「平時の制札」も、独自に発給されるようになったこと。
- ⑥ 織田信長・豊臣秀吉の統一政権下、制札の様式は平易化・簡易化の方向に進み、「戦時の制札」、「平時の制札」とともに、より広範囲に、より末端の階層に、法令の周知化が図られるようになったこと、また統一政権の経済・商業政策に関係する重要法令も、制札を介して、発令されるようになったこと。
- ⑦ 徳川幕府成立期の制札、高札場の制度も、織田・豊臣政権下の政策を、継承するものであったこと。

また、本章後段において同氏は、今回の研究の残された課題と、今後の研究の方針について明言されており、その末尾には、付録の「制札一覧表」（1185 - 1614 年、約 1600 点）が添付されている。

論文本体は、以上であるが、これに続いて佐藤雄太氏は「補論 1 大名の制札による商業政策」、「補論 2 制札全体の検討」、「補論 3 戦国期徳川家康の制札」の補論 3 本を、あわせて添付されている。

「補論第 1 大名の制札による商業統制」において、同氏は大内氏の「市」規制や、上杉氏の町・宿駅への法令布達、後北条氏の商業・交通奨励策、織田信長の楽市・楽座政策等々、制札を介した経済・商業政策を取り上げて、戦国大名が領国経済の振興のために、積極的に「平時の制札」を活用していった事実を敷衍、論文本体の第 3 章、第 4 章を補強されている。

次に「補論第 2 制札全体の検討」において同氏は、欠文がなく、文頭表記が判明する文治元 - 慶長 19 年（1185 - 1614）までの 430 年間の全制札・1582 点を、発給年次、文頭表記—「制札」、「禁制」、「定」、「高札」等々に即して、分類・作表の上、1 年刻みで掲載されている。同氏は、まず発給年次と発給頻度の関係から、建武 3 年（1336）、観応 2 - 文和元年（1351 - 1352）、応仁元年（1467）、永禄 4 年（1561）、永禄 11 年（1568）、天正 3 年（1575）、天正 10 年（1582）、天正 13 年（1585）、天正 18 年（1590）、慶長 5 年（1600）、慶長 19 年（1614）の各 11 ピークを指摘された上で、これら年次に対応する歴史的事象、すなわち兵乱の存在に言及、「戦時の制札」は、文字通り戦時に直接連動して、発給されていたことを、改めて明述されている。ついで全制札の文頭表記に注目、1582 点の制札について、円グラフを掲示された上で、「制札」が 11%、「禁制」が 42%、「定」が 7%、「高札」が 3%、その余は他の表記であることを、証明されている。同氏は、本補論を通じて、論文本体の第 1 章 - 第 4 章までを、補強されている。

最後に「補論第 3 戦国期徳川家康の制札」において同氏は、弘治 2 - 慶長 8 年（1556 - 1603）までの徳川家康発給にかかる全 119 点の制札を、一覧表として掲示の上、将軍職就任以前の徳川家康が、如何なる制札を交付していたのか、具体的に検討・考察をされている。

同氏は、今川氏の属邦時代、主家の制札様式を準用してきた松平氏（徳川氏）が、桶狭間の合戦（1560 年）を契機に自立して、「戦時の制札」、「平時の制札」とともに、独自に発給するようになったことを、まず指摘されている。尤も、戦国大名として特に個性的な制札を、徳川氏が交付していた訳ではなく、豊臣秀吉への臣従（1586 年）、五大老への就任（1597 - 1598 年頃）、関ヶ原合戦の勝利（1600 年）、将軍職への就任（1603 年）という一連の過程を経て、結果的に全国統治者として、制札発給を行うようになったために、織田・豊臣政権下の制札の様式を、ほぼ踏襲していることを指摘、あわせて徳川氏発給の制札が、統一政権の最終決戦ともいえるべき時代に交付されたことから、「戦時の制札」が圧倒的に多かったことを、指摘されている。同氏は、本補論を通じて、論文本体の第 4 章を、補強されている。

補論は以上であるが、これら 3 本の補論を通じて、各指摘、データともに、論文本体が、かなり増強されており、論旨はより明快となっている、と思われる。

佐藤雄太氏の博士学位の請求論文「室町・戦国期における制札の研究」の要旨は、以上である。本論文が学術論文として、極めて優秀であること、また同氏の研究能力、業績、識見ともに、著しく卓越したものであること、しかもその水準が、本大学院研究科博士（[経済学]）の学位を授与されるのに、ふさわしいものであることを、審査委員会の主査・副査ともに、十分に確認し得た次第である。

審査結果の要旨

1 審査の結論

論文審査委員の主査・富澤一弘、副査・今野昌信、副査・和泉清司の三者は、今回佐藤雄太氏

提出にかかる博士学位の請求論文「室町・戦国期における制札の研究」が、学術的に高度な水準にあり、また同氏が本研究科博士（[経済学]）の学位授与に値する、十分な研究能力を保持することを、一致して確認した。

「制札」（禁制）とは、主として日本中世・近世の幕府、大名等の権力者が、都市（都、町、宿駅、市場等）や郷村、寺院や神社等に交付した文書、乃至は木札であり、法令の遵守とともに、不法行為の禁止を命じる場合や、領主の新法令を周知させるために、民間に下付されたものである。

制札には一般に、違反者に対する厳しい処罰文言を伴うことが常であり、その最も普遍的な量刑は、今日の「微罪」にあたるものといえども、死罪であった。

法制史上、制札の遠源は、奈良・平安期の律令国家の時代にまで遡り、また、その直接的起源は、鎌倉時代初期にまで遡り得るものの、実際に大量発給されるようになったのは、南北朝動乱期から、室町・戦国期にかけてであり、織豊政権期から徳川幕府成立期に至るまで、制札は、発令者にとっても、領民にとっても、極めて重要な意義を有していた。しかしながら、その重要性にもかかわらず、明治期以来、現在に至るまで、制札に関する研究は、法制史や古文書学、その他有職故実に関連する一部の業績を除き、なお乏少であり、研究史において、経済史的見地からの明確な検討や、位置づけは、未だなきに等しい。

近年、『寧楽遺文』、『平安遺文』、『鎌倉遺文』、『南北朝遺文』、『戦国遺文』（いずれも、東京堂出版社刊行）等の古代・中世古文書集が刊行され、奈良時代以降、戦国期までの古文書で学術上、重要な史料は、ほぼ悉皆的に活字化されている。また昭和40年代以降、平成20年代に至る、全国的な自治体史一都道府県、市町村等の各自治体が刊行した公的史書で、古代より現代までの通史・史料集等を含む一刊行をうけて、各地に散在する中世初期から戦国期までの古文書、古記録等も、これまたほぼ悉皆的に活字化されている。しかしながら、これら史料集、自治体史等の文献を縦横に活用して、わが国で今日知られている全ての制札をデータベース化し、全国的視野から検討、独自の視点から、「制札全史」を明らかにしようとする研究者は、本大学院生・佐藤雄太氏の登場以前、恐らくは皆無であった。従って、同氏の研究姿勢や、研究方針それ自体が、学術上、大きな意義を有するものと認められる。

佐藤雄太氏は、本学位請求論文の執筆に先行して、中世前期以降、江戸時代初期までの、現在知られている限り、全ての制札1600点余を古文書として収集・翻刻して、データベース化を行った上で、主として室町・戦国期に時代を絞って検討を重ねて、14世紀の足利政権以降、17世紀の徳川政権成立期に至る制札の歴史を、政治史的・経済史的側面から考察されている。

本論文は、序章（「研究の動機」、「制札の概要」、「先行研究」、「これまでの成果」）を経て、第1章「南北朝時代の制札」より本格的な検討がなされている。同氏は、第1章第1節において、足利尊氏・直義兄弟の発給にかかる制札を取り上げて、その内容と特色を詳細に検討された上で、南北朝初期には、いうなれば、「足利尊氏様式」、「足利直義様式」の2様式が、武家政権内部に存在していたこと、またその後、「観応の擾乱」（1350 - 1352年）による足利直義の没落の結果、幕府発給の制札の様式が、戦乱の勝者の側の文書形式・「足利尊氏様式」に一元化されていたことを、論証されている。

あわせて、同氏は、内乱初期の制札の大部分が、乱暴狼藉の禁止、竹木伐採の禁止、陣取りの禁止を三大骨子とする「戦時の制札」であり、寺社、都市、郷村

等の安全と治安維持のために、全国的に大量交付されていったという事実を、的確に指摘されている。

また第 2 節、第 3 節において、同氏は、足利義満政権の樹立・強大化に連動して、「足利尊氏様式」の制札が完備をみて、これ以降の将軍、三管四職等、幕府高官の発給する制札の規範、すなわち「室町政権様式」となっていたこと、またこの時期、南北朝合一（1392 年）、平和の回復という情勢をうけて、いわば「平時の制札」ともいうべき、経済・商業政策を強く意識した新しい内容をふくむ制札一都市政策、市場政策、通貨政策等々が、室町政権下、出現するに至ったことを、正確に指摘されている。かかる指摘は、蓋し中世制札史研究の一時代を画する、重要指摘である。

次に第 4 節において、同氏は、南北朝期の有力守護大名・今川氏（東海道、西海道）、大内氏（山陽道、山陰道）の両氏を取り上げて、当該期に各任国に発給した全制札を検討、それらの分析結果から、両氏の制札が基本的に「足利尊氏様式」、および「室町政権様式」に依拠したものであることを実証されているが、この事実は、当時の守護大名が、後年の戦国大名とは全く異なり、将軍権力の分身として、忠実に在地支配を行っていったことを、雄弁に物語るものである。

さらに第 2 章「室町時代の制札」において、同氏は、足利義満没後（1408 年）より、応仁の乱（1467 - 1477 年）当時に至る幕府、有力守護の制札を検討されている。すなわち、第 1 節「室町時代中期までの制札」、第 2 節「応仁の乱時の制札」、第 3 節「室町期大内氏の制札」、第 4 節「南北朝期の制札との違い」の各節を通じて、以下の指摘がなされている。

この期間、政治的動乱を伴わない平和時には、流通統制や交通政策、その他、経済・商業振興を強く意識した「平時の制札」が、比較的多数、発給され続けてきたことを、まず指摘されている。その一方で、鎌倉公方・足利持氏の討伐（1438 - 1439 年）と、これに連動する「結城合戦」（1440 - 1441 年）、「嘉吉の乱」（1441 年）の発生以降、兵乱や政情不安から、再度「戦時の制札」の発給が増大するようになり、さらに戦国時代（1467 - 1568 年）突入以後、「戦時の制札」の発給に一層、拍車がかかり、全国的にみて、より大量、かつ広範囲にわたって制札が交付されるようになった事実を、明快に指摘されている。

ついで第 3 章「戦国時代の制札」において、佐藤雄太氏は、殊に制札発給量の多い戦国大名に着目、東国より南九州に至る主要大名の制札を、悉皆的に分析・検討されている。周知のように、この時代、足利将軍の政治的権威は、山城国、および近国までしか及ばず、国内 66 カ国のうち、大部分は、その土地の戦国大名の主権下、独自の支配が行われ、独自の法令が施行されていた。同氏は、第 1 節「旧守護・幕府重臣の制札」において、今川、大内、毛利、大友の各氏を、また第 2 節「東国大名の制札」において、武田、上杉の両氏を、さらに第 3 節「後北条氏の制札」において、関東の後北条氏を取り上げて、当該期の全制札を解析・検討を重ねられている。その結果、これら代表的戦国大名は、「戦時の制札」の発給に際しては、自家の権威を高めるべく、文書様式（書札札）上、「室町政権様式」に準拠して制札を発給する一方で、「平時の制札」の発給に際しては、領国の実情や、自身の経済的・商業的政策に連動して、その大名独自の様式の下、制札を発給する傾向が顕著にみられることが、指摘されており、実に卓見である、と言わねばならない。かかる有力大名のうち、東国の武田、上杉、後北条の三氏は、特に制札を通じた領民統治と、領民保護に熱心であり、後の統一政権の経済・商業政策や、民政、農政等を、先取りするような、優れた政策を行っていたことも、指摘されている。

さらに第 4 章「統一政権大名の制札」において佐藤雄太氏は、織豊政権期（1568 - 1598 年）に織田信長、豊臣秀吉が交付した制札を、悉皆的に分析・検討されている。第 1 節「織田信長」、第 2 節「豊臣秀吉」、第 3 節「統一政権の特殊性の検討」の各節を通じて、地方大名から上昇、全国を支配する政権の担い手となった織田、豊臣の両氏が、如何に都市（都、町、城下町、宿駅等）、鄉村、寺

社勢力に対して、有効に制札を発給して、統一事業を推進していったか、明述されている。なお、同氏によれば、織田・豊臣政権にあっては、「戦時の制札」、「平時の制札」とともに、仮名交じりによる平易化と、様式の簡略化の方向性が、明瞭に見て取れるが、これは制札の内容を、これまで以上に広範囲に、しかも、より末端の階層に至るまで、周知徹底させようという、権力意志の強い表れである。この指摘は、至当であり、楽市令（岐阜加納は 1567 年、安土城下は 1577 年）や撰銭令（1569 年）、伴天連追放令（1587 年）や刀狩令（1588 年）等、統一政権の重要法令の表記法、ならびに発令方式―すなわち制札、高札を介した周知化―にも相通じる、大きな変化であるといえよう。

徳川幕府成立後、全国すべての都市、郷村の要衝に高札場が設けられ、特に重要な法令は、巨大な木札に大書されて、長期にわたり掲示されるようになるが、かかる制度は、同氏の指摘される通り、織田・豊臣政権下の制札発給の新展開の延長線上にあると思われる。

最後に「終章」において佐藤雄太氏は、第 1 節「時代による役割の変化」、第 2 節「様式の変化」、第 3 節「地域性」、第 4 節「今後の展望」の各節を通じて、全体的総括を行われている。すなわち、①制札の直接的起源は、鎌倉時代初期まで遡るものの、その本格的な大量発給は、南北朝動乱期以降のことであり、当初制札のほとんどは「戦時の制札」であったこと、②同時期、武家政権の制札には、その主たる発給者にちなんだ「足利尊氏様式」、「足利直義様式」の 2 様式がみられたものの、1350 年代以降、前者に一元化され、やがて足利義満政権期までには、「室町政権様式」として、定式化・権威化をみたこと、③足利義満政権下の平和の回復をうけて、この時代以降、従来の「戦時の制札」とは異なり、経済・商業政策とも連動した「平時の制札」も発給されるようになったこと、④足利義満没後、平和時には「平時の制札」が発給され続けていくものの、1430 年代後半の兵乱発生以降、再度「戦時の制札」が増大していったこと、⑤応仁の乱以降、室町政権の政治的権威が失われ、戦国時代に突入すると、全国各地の戦国大名により、「戦時の制札」が大量に発給されるようになったが、それと同時に、各大名の経済・商業政策に連動した「平時の制札」も、独自に発給されるようになったこと、⑥織田信長・豊臣秀吉の統一政権下、制札の様式は平易化・簡易化の方向に進み、「戦時の制札」、「平時の制札」とともに、より広範囲に、より末端の階層に、法令の周知化が図られるようになったこと、また統一政権の経済・商業政策に係る重要法令も、制札を介して、発令されるようになったこと、⑦徳川幕府成立期の制札、高札場の制度も、織田・豊臣政権下の政策を、継承するものであったこと、等々の重要な指摘が織り込まれており、十分首肯し得るものとなっている。

なお、上記の「序章」より「終章」までの叙述で、触れ得なかった事象につき、佐藤雄太氏は、3 本の補論を添付されている。その「補論第 1 大名の制札による商業統制」において、同氏は大内氏の「市」規制や、上杉氏の町・宿駅への法令布達、後北条氏の商業・交通奨励策、織田信長の楽市・楽座政策等々、制札を介した経済・商業政策を取り上げて、戦国大名が領国経済の振興のために、積極的に「平時の制札」を活用していったことを敷衍、論文本体の第 3 章、第 4 章を補強されているが、その行論は史料的にも納得できるものである。

次に「補論第 2 制札全体の検討」において、同氏は欠文がなく、文頭表記が判明する文治元年 - 慶長 19 年（1185 - 1614）までの 430 年間の全制札・1582 点を、発給年次、文頭表記―「制札」、「禁制」、「定」、「高札」等々―に即して、分類・作表の上、1 年刻みで掲載されている。同氏は、まず発給年次と発給頻度の関係から、建武 3 年（1336）、観応 2 - 文和元年（1351 - 1352）、応仁元年（1467）、永禄 4 年（1561）、永禄 11 年（1568）、天正 3 年（1575）、天正 10 年（1582）、天正 13 年（1585）、天正 18 年（1590）、慶長 5 年（1600）、慶長 19 年（1614）の各 11 ピークを指摘された上で、これら年次に対応する歴史的事象、すなわち兵乱の存在に言及、「戦時の制札」は、文字通り戦時に直接連動して、発給されていたことを、改めて明述されている。ついで全制札の文頭表記に注目、1582 点の制

札について、円グラフを掲示された上で、「制札」が 11%、「禁制」が 42%、「定」が 7%、「高札」が 3%、その余は他の表記であることを、証明されている。

中世 - 近世初期に至る 430 年間のデータ、およびこの分析結果、指摘は、制札史研究上のみならず、同時期の政治史・経済史研究上、極めて貴重なものであり、高く評価することができる。

最後に「補論第 3 戦国期徳川家康の制札」において、佐藤雄太氏は、弘治 2 - 慶長 8 年（1556 - 1603）までの徳川家康発給にかかる全 119 点の制札を、一覧表として掲示の上、将軍職就任以前の徳川家康が、如何なる制札を交付していたのか、具体的に検討・考察をされている。同氏は、今川氏の属邦時代、主家の制札様式を準用してきた松平氏（徳川氏）が、桶狭間の合戦（1560 年）を契機に自立して、「戦時の制札」、「平時の制札」とともに、独自に発給するようになったことを、まず指摘されている。尤も、戦国大名として特に個性的な制札を、徳川氏が交付していた訳ではなく、豊臣秀吉への臣従（1586 年）、五大老への就任（1597 - 1598 年頃）、関ヶ原合戦の勝利（1600 年）、将軍職への就任（1603 年）という一連の過程を経て、結果的に全国統治者として、制札発給を行うようになったために、織田・豊臣政権下の制札の様式を、ほぼ踏襲していることを的確に指摘、あわせて徳川氏発給の制札が、統一政権の最終決戦ともいえるべき時代に交付されたことから、「戦時の制札」が圧倒的に多かったことを、指摘されている。論文本体の第 4 章を補強する本補論は、制札全史を構築・研究する上で、重要な指摘を多々含んでおり、高く評価することができる。

以上、佐藤雄太氏の博士学位の請求論文「室町・戦国期における制札の研究」の論文本体、補論の紹介と評価を綴ってきた。

なお、審査委員三者は、「最終口頭試問」、および「学位審査公開発表会」の席上、佐藤雄太氏の今後の研究について、①現在までに収集・翻刻された制札史料を基本に、史料集『中世・近世制札史料集成』として、公刊すること、その際には、今回作成された「制札一覧表」を改訂・増補の上、添付すること、②奈良時代から明治維新期に至る制札の歴史を、本格的に検討・考察の上、通史『日本制札史』として、公刊すること、③江戸時代の制札、高札について、政治史、経済史、法制史、文化史等の広い視点から検討・考察の上、体系的な論文として、公表し続けること、④古代の律令、中世・近世の武家法、公家法、寺社法等、法制史に関する知識を深めて、制札の研究を一層、深化させていくこと、⑤史料上の制約から、検討が及ばなかった守護大名、戦国大名についても、鋭意、史料の発掘・収集に努めて、本論文の補強論文として、公表し続けること、⑥鎌倉 - 江戸時代初期の天皇、皇族、公家、武家、僧侶、神官等による日記史料、年代記等を繙き、制札に関する記事を、検出・集積していくこと、⑦文献・史料の博搜に努めて、既刊の研究書や自治体史、史料集等から、未知の制札を収集し続けるとともに、新出の原文書発見のために、全国各地の文書館、博物館、旧家等に赴き、積極的に制札や関連史料の入手に心がけること、等々の希望・助言を表明、同氏もこれを、進んで受け入れられている。

本大学院研究科の博士課程進学から、わずか 3 年半にして、全国的に歴大な史料を集積、データベース化・翻刻化を遂げられた上で、かくも精緻、かくも浩瀚なる論文を提出されたという、同氏の熱意と恪勤ぶりには、主査・副査ともに、衷心感服の念を禁じ得ない。

ここに審査委員として、佐藤雄太氏が本研究科博士（〔経済学〕）の学位授与に値する、極めて有為なる研究者であることを、再度、明言した上で、「審査結果の要旨」の筆を擱く次第である。